

# 予防接種法及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済等に関する 特別措置法の一部を改正する法律の概要

資料2

## 法改正の目的

当面の緊急措置として、先般の「新型インフルエンザ(A/H1N1)」と同等の **新たな「感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザ」**が発生した場合の **予防接種対応を万全にする**。

## 法改正の主な内容

### 1. 新たな臨時接種の創設：

#### ○基本的な枠組み

- ・「**感染力は強いが、病原性の高くない新型インフルエンザ**」に対応する **新たな臨時接種を創設**
- ・都道府県の協力のもと、住民に身近で、かつ、インフルエンザ予防接種の実務に精通した **市町村が実施**  
(国はワクチンの供給等について必要な措置を講ずる)

#### ○公的関与

- ・対象者に接種を受ける努力義務は課さないが、行政は接種を受けるよう「**勧奨**」

#### ○健康被害救済の給付水準の引き上げ（政令事項）

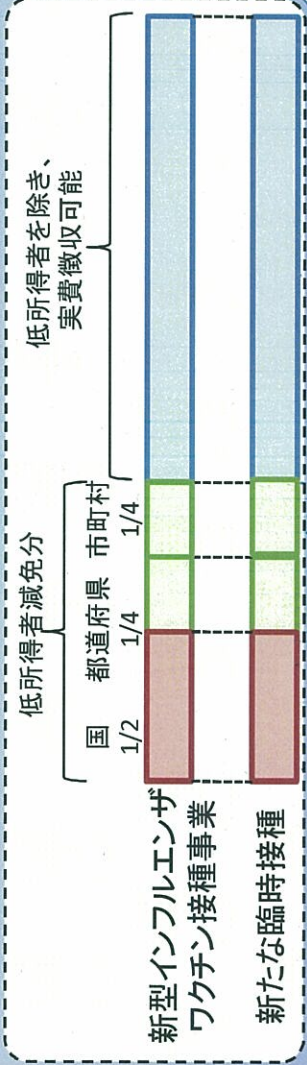
- ・公的関与(勧奨)の程度を踏まえ **給付水準を引き上げ**（現行の臨時接種等と二類定期接種との間の水準）  
※併せて特別措置法の健康被害救済(先般の新型インフルエンザ(A/H1N1)のワクチン接種に係る健康被害救済)の **給付水準もさかのぼって引き上げ**

#### ○実費徴収

- ・低所得者を除き、接種対象者から **実費徴収可能**

#### ○費用負担割合

- ・国1/2、都道府県1/4、市町村1/4  
(接種費用(低所得者の減免分)・健康被害救済)



### 2. 国の責任によるワクチン確保：

政府は、新型インフルエンザワクチンの確保のため、特例承認を受けたワクチンの製造販売業者と損失補償契約を締結できることとする。(5年間の時限措置)

### 3. 施行期日：

1については平成23年10月1日、2については公布日  
(平成23年7月15日成立、同年7月22日公布・一部施行)

※検討規定として予防接種の在り方等の総合的検討、損失補償契約の規定に係る5年以内の検討を行うこととしている。



# 予防接種体系図

## 通常時に行う予防接種

### 一類疾病の定期接種

(麻疹、ポリオ等)

発生及びまん延を予防することを目的とする

【努力義務】あり  
【勸奨】あり

【実費徴収】  
可能

### 二類疾病の定期接種

(季節性インフルエンザ)

個人の発病又はその重症化を防止し、併せてそのまん延予防に資することを目的とする

【努力義務】なし  
【勸奨】なし

【実費徴収】  
可能

まん延防止に比重

個人の重症化防止に比重

## 臨時に行う予防接種

### 従来の臨時接種

〔痘そう、H5N1インフルエンザ  
(検討中)を想定〕

【努力義務】あり  
【勸奨】あり

【実費徴収】  
不可

### 新たな臨時接種

〔本年7月予防接種法等の改正により新設  
「新型インフルエンザ(A/H1N1)」と同等の新たな「感染力は強いが、病原性の高い新型インフルエンザ」に対応〕

【努力義務】なし  
【勸奨】あり

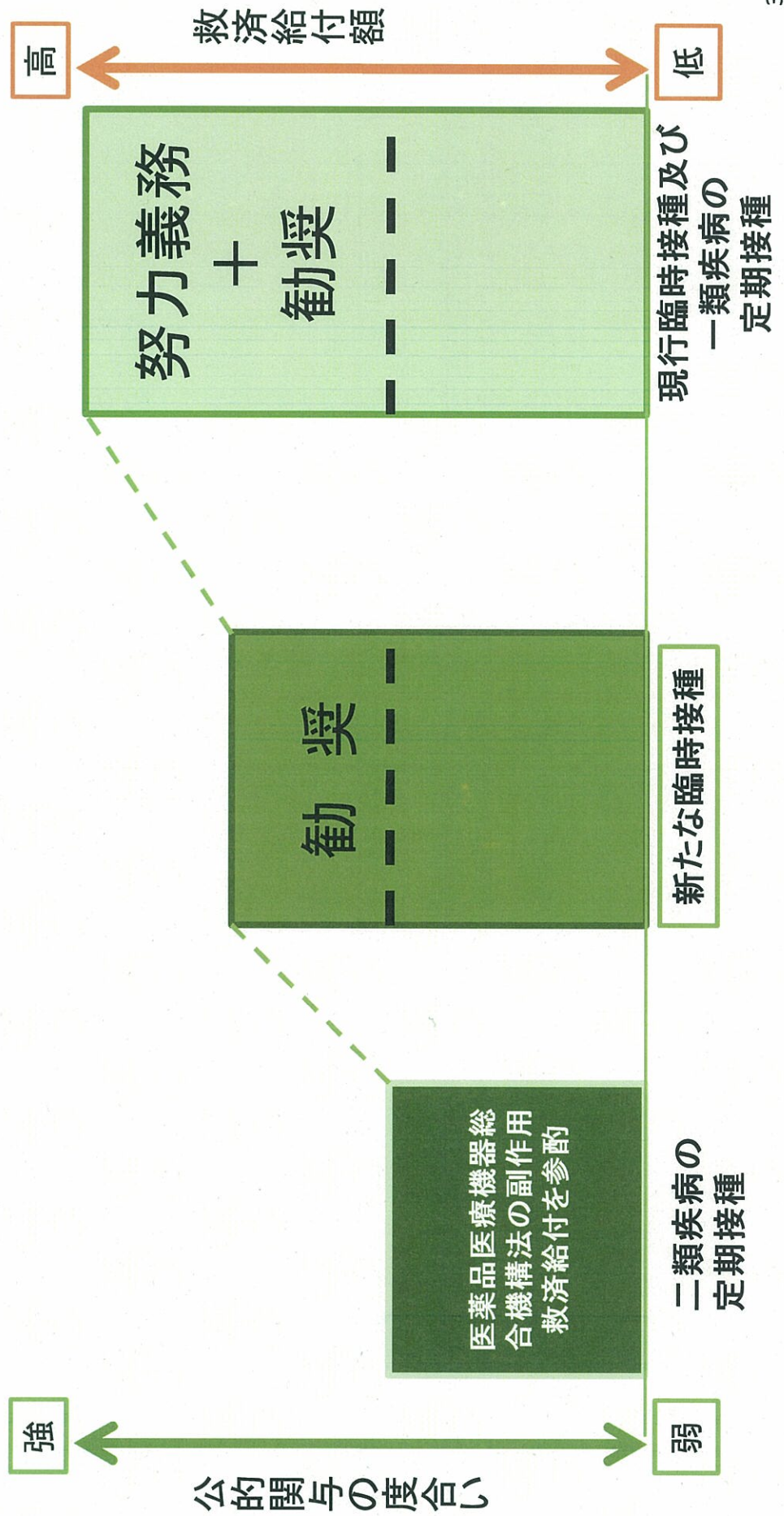
【実費徴収】  
可能

社会経済機能に与える影響緊急性、病原性



# 新たな臨時接種に係る健康被害救済の給付水準について

新たな臨時接種の健康被害救済の給付水準については、「**現行臨時接種及び一類疾病の定期接種**」と「**二類疾病の定期接種**」の間の水準とする





# 新たな臨時接種に係る健康被害救済の給付額(政令事項)

○平成21年10月から実施していた新型インフルエンザ(A/H1N1)接種事業についても  
新たな臨時接種と同額に遡及して引き上げる予定

		○現行の臨時接種 ○一類疾病の定期接種	○新たな臨時接種	○二類疾病の定期接種 ○現在の特別措置法 ○任意接種(PMDA法)
障害児養育 年金(年額)	1級	152万円	119万円	85万円
	2級	122万円	95万円	68万円
障害年金 (年額)	1級	488万円	379万円	271万円
	2級	390万円	303万円	217万円
	3級	293万円	228万円	—
死亡時の給付		死亡一時金 4,270万円	死亡一時金 【被害者が生計維持者の場合】 3,320万円 【被害者が生計維持者以外の場合】 2,491万円	【被害者が生計維持者の場合】 遺族年金 237万円 (最長10年分 2,370万円)
				【被害者が生計維持者以外の場合】 遺族一時金 711万円

注1) 金額は千の位を四捨五入して示した。

注2) 現行の臨時接種及び一類疾病の定期接種並びに新たな臨時接種の障害児養育年金及び障害年金については、上表とは別に介護加算(1級: 84万円、2級: 56万円)がある。また、特別児童扶養手当、障害基礎年金等を受給している場合併給調整がある。

注3) 医療費、医療手当、葬祭料は同じ額なため省略している(ただし、二類疾病の定期接種等は通院は対象外)。